

**群馬県再生資源物の屋外保管等の
規制に関する条例に係る
許可申請等の手引き
(R8. 9. 30 時点での既存事業者向け)
(2026 年 9 月版)**

**令和 8 年 9 月
群馬県 環境森林部
廃棄物・リサイクル課**

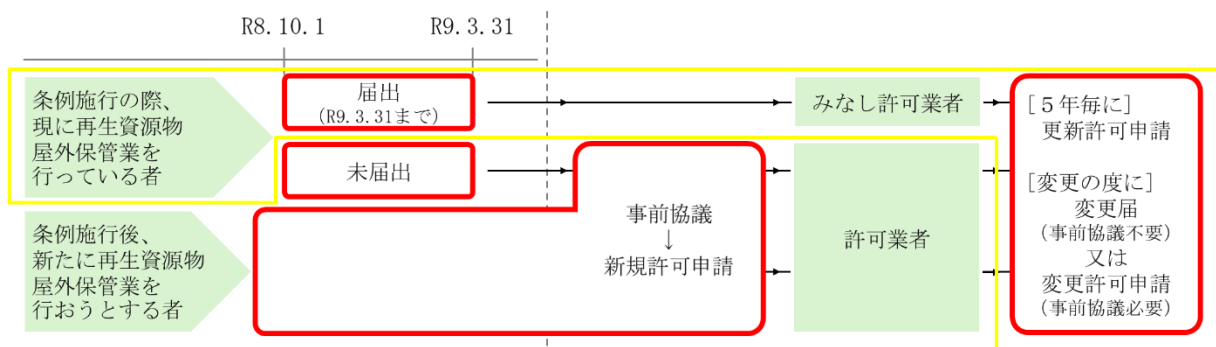


図 条例に係る届出・許可申請のイメージ（黄色枠内が手引きに記載の内容）

I	はじめに	3
II	再生資源物屋外保管業の概要	4
1	再生資源物	
2	再生資源物屋外保管業	
III	手続について	6
1	届出によるみなし許可について	
2	事前協議	
3	許可申請	
4	再生資源物屋外保管業許可事務のフロー	
IV	届出（みなし許可）後	10
1	各種基準の遵守	
2	各種届出	
3	標識・取引台帳	

I はじめに

再生資源物の屋外保管等を行う事業場は、廃棄物処理法等による規制が無く、県民から不安の声が市町村に寄せられている中で、近隣の一部自治体では、同種の事業場に起因する火災や騒音・振動の発生、悪臭の発散等の生活環境保全上の支障が発生しています。

そこで、群馬県では、同様の支障の発生を未然に防止するため、条例及び規則を制定し、令和8年10月1日から施行することとしました。

この条例により、令和8年9月30日以前から県内で再生資源物を屋外で保管又は破砕等する事業（再生資源物屋外保管業）を行っている場合には、あらかじめ県知事に届出をすることで、許可を受けているとみなします。

また、許可を受けている者が、許可期間（5年）を更新する場合には更新許可申請が、一定の事業内容を変更する場合には変更許可申請が必要となります。

この資料は、条例、規則、規程及び構造維持管理基準により定められた申請手続きに関して、申請をされる方向けの手引きとして作成したものです。

なお、この手引きの中では、

群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例 を「条例」

群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例施行規則 を「施行規則」

破砕、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理 を「破砕等」

群馬県再生資源物の屋外保管等の事前協議等に関する規程 を「規程」

群馬県再生資源物屋外保管事業場の構造及び維持管理等に関する基準 を「構造維持管理基準」

金属スクラップ、プラスチック類及び雑品スクラップ を「再生資源物」

と記載します。

●条例に係るお問い合わせ先

群馬県庁 廃棄物・リサイクル課 リサイクル係

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1丁目1-1（群馬県庁16階南フロア）

電話：027-226-2824

メール：haikirisaka@pref.gunma.lg.jp

●条例に係るホームページ（様式等をダウンロードできます）

<https://www.pref.gunma.jp/site/sanpai/757004.html>



●各種書類の提出方法

手続きの種類	提出方法
・新規許可申請 ・更新許可申請 ・変更許可申請 ・事前協議書	・来課のみ
・保管業届出 （「みなし許可」に係る届出）	・来課、郵送（令和9年3月31日必着） ・専用フォーム（後日、上記ホームページで公開。一部書類については、書面にて別途原本を送付いただく必要があります）
・変更届	・来課、郵送

Ⅱ 再生資源物屋外保管業の概要

1 再生資源物

(1) 再生資源物に該当する物品

条例では、再生資源物を次のように定義しています。

使用を終了し※、収集された物のうち、次に掲げるものをいう。

- ・金属又は金属を含む混合物
- ・プラスチック又はプラスチックを含む混合物

(例)

- ・金属の削りかす
- ・樹脂ダンゴと呼ばれるプラスチック製品の成形過程で発生する不要物
- ・型抜き後の鉄板等の端材
- ・規格外となり出荷できなかった材料
- ・廃材となったH鋼、鉄筋

※ 「使用を終了し」とは、製品としての本来の用途での使用が終了していることをいい、再使用を目的として取引されている物品や、修理するために回収された製品は、これに該当しません(古物営業法など、他の法令等による規制の対象となる場合があります)。再生資源物の該当・非該当については、収集者の主観のみに基づいて判断するものではなく、取扱いや流通状況の実態などによって、客観的に判断されます。

(2) 規制対象外となる物品

次に掲げる物品については、他の法令による規制を受けていることから、前記(1)の定義に該当する物品であっても、規制対象外となります(条例第2条第1号)。

- ① 廃棄物(使用済み自動車、解体自動車を含む。)
- ② 有害使用済機器
- ③ 放射性物質及びこれによって汚染された物

2 再生資源物屋外保管業

(1) 再生資源物屋外保管業に該当する事業

条例では、次の事業が規制の対象です。

再生資源物を屋外※¹に置いて、重機等※²を使用して積み上げて保管をする事業。

※1 「屋外」とは、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外をいう。

※2 「重機等」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 油圧ショベルその他これに類する機械で知事が定めるもの
- ② フォークリフト(フォークその他の荷を積載する装置を最も高く上昇させた場合における当該フォーク等の高さが3メートルを超えるものに限る。)

(2) 規制対象外、規制適用除外となる事業

次の事業又は事業者については、定義に該当する場合であっても、対象外又は適用除外となります。

- ① 自ら原材料として使用するために屋外保管等をする事業(対象外)(条例第2条第3号)
- ② 再生資源物屋外保管事業場の敷地面積が100㎡を超えない事業者(対象外)(条例第7条第1項)

※ ただし、複数の再生資源物屋外保管事業場が隣接する場合にあっては、これらの敷地面積の合計が100 m²を超えるときは対象となります。

- ③ 国又は地方公共団体が屋外保管等を行う場合（適用除外）（条例第24条第1号）
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第13条の2第1号に規定する許可、認定、委託又は指定を受けた者が当該許可等に係る事業場において、当該許可等を受けた事業の範囲内で屋外保管等を行う場合（適用除外）（条例第24条第2号）
- ⑤ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の許可を受けた解体業者又は同法第67条第1項の許可を受けた破砕業者がこれらの許可に係る事業所において、これらの許可を受けた事業の範囲内で屋外保管等を行う場合（適用除外）（条例第24条第3号）

Ⅲ 手続きについて

1 届出によるみなし許可について

(条例の施行の際、現に再生資源物屋外保管業を行っている者)

(1) 届出書の提出

令和8年9月30日までに再生資源物屋外保管業を行っていた事業者が、引き続き県内で再生資源物屋外保管業を行う場合は、届出期間中（令和8年10月1日～令和9年3月31日）に、以下のとおり県知事に届出を行う必要があります。

□提出について

- ① 群馬県庁 廃棄物・リサイクル課 リサイクル係へ提出してください。
- ② 対面、郵送、専用のフォームにて受け付けます。
※後日県ホームページで公開します。専用フォームから提出された場合、一部書類については書面にて別途原本を送付いただく必要があります。
- ③ 来庁する際には、電話で予約してください。担当者が対応できない場合、予約がないと長時間お待たせする場合があります。
- ④ （対面、郵送の場合）提出部数は2部です（届出者の控え1部を含みます）。届出者控えは受付後、届出者にお返しします（控えはコピーでも可）。
- ⑤ 書類等に不備があった場合は、県の指導に基づき補正してください。不備の内容によっては、受け付けられないこともありますので、あらかじめ御了承ください。
- ⑥ （対面の場合）行政機関の休日（土曜日、日曜日及び祝祭日等）は、提出できません。
- ⑦ （対面の場合）対応可能時間は、9：00～12：00、13：00～16：00です。
- ⑧ 行政書士でない者が、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て業として官公署に提出する書類を作成することは法律で禁じられています。（法律で特別の定めがある場合を除く）
※届出の様式は、県ホームページからダウンロードできます。
※届出することなく届出期間を終了した後は、新規事業者として、「2 事前協議、3 許可申請」を行っていただくことになりますので、期間内に忘れずに届出をお願いします。

□添付書類一覧

（「◎」は必須のもの。「○」は該当する場合に添付してください。）

1	事業計画の概要を記載した書類	◎
2	再生資源物屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図	◎
3	再生資源物屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	◎
4	再生資源物屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し（注）	◎
5	届出者が再生資源物屋外保管事業場の土地の所有権（届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類	○
6	届出者が条例第8条第3号イからヨまでに該当しない者であることを誓約する書面	◎
7	届出者が個人である場合には、次に掲げる書類 (1) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45の国籍等）の記載があるもので、マイナンバーの記載がないものに限る。）（注） (2) 登記されていないことの証明書 (3) 届出者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（その法定代理人が法人である場合には、定款及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書）（注）	○
8	届出者が法人である場合には、次に掲げる書類 (1) 定款及び登記事項証明書（注） (2) 役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（注） (3) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合にあつては、その者の住民票の写し及	○

	び登記されていないことの証明書（その者が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明書）（注）	
9	届出者に規則第8条の使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（注）	○
10	次に掲げる事項を記載した標準作業書 (1) 再生資源物屋外保管事業場の維持に関する計画 (2) 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法 (3) 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法 (4) 屋外保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止する方法 (5) 屋外保管等に伴う生活環境の保全に支障を生じさせる騒音又は振動の発生を防止する方法 (6) 再生資源物屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法 (7) 当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法 (8) その他知事が定める事項	◎
11	適合状況チェックシート（条例で定める基準等への適合状況）	◎

（注） 次の証明書類等については、**発行から3か月以内の原本を正本1部に添付してください。**許可申請の際に原本を提示することによって、その複写（コピー）を添付することもできます。

① 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

② 住民票

※ 本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45の国籍等）・住所・生年月日の記載されたものです。

※ **マイナンバー（個人番号）の記載がないもの**を提出してください。

③ 登記されていないことの証明書（成年被後見人及び被保佐人に該当していないことの証明）

※ 東京法務局登記官名で発行されますが、証明申請は法務局又は地方法務局で行ってください。なお、登記されている場合には、医師の診断書等を追加で提出していただく場合があります。

（２）現地調査への立会及び説明

提出後、県と市町村が合同で現地調査を行いますので、立会っていただき、事業に係る説明をお願いします。届出書の内容が現地と合致していない場合には、届出書を補正していただきます。

（３）周辺地域住民等への周知

市町村意見を踏まえ、県が必要と判断した場合には、届出書に係る補正終了後、説明会等実施計画書を県に提出したうえで、周辺地域住民等への周知を行っていただきます。

周知する事項は以下のとおりです。（規程第10条第1項）

① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

② 再生資源物屋外保管事業場の所在地

③ 再生資源物屋外保管事業場の面積、保管する再生資源物の区分並びにその保管量及び保管の高さ

④ 再生資源物屋外保管事業場の構造及び設備

⑤ 再生資源物屋外保管事業場の営業時間、休業日

⑥ 再生資源物屋外保管事業場及び設備の維持に関する計画

⑦ 再生資源物の飛散及び流出の防止に関する事項

⑧ 屋外保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散の防止に関する事項

- ⑨ 火災の発生又は延焼の防止に関する事項
- ⑩ 屋外保管等に伴う生活環境の保全に支障を生じさせる騒音又は振動等の発生の防止に関する事項
- ⑪ 再生資源物屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生の防止に関する事項
- ⑫ 再生資源物屋外保管業に伴って生じる廃棄物の処理の方法に関する事項
- ⑬ その他屋外保管事業場の災害の防止に関する事項
- ⑭ その他生活環境の保全に関し関係市町村長が必要と認める事項
- ⑮ 再生資源物屋外保管事業場に係る問い合わせに回答できる者の氏名及び連絡先の電話番号並びにメールアドレス

既存事業者の方には、住民説明会の開催に努めていただきますが、上記①～⑮を事業場の周囲に掲示する方法で周知を図れる場合には、事業内容を掲示したことをもって、住民説明会を開催したものとみなすこととします。

(4) 報告書の提出について

周辺地域住民等への周知終了後、説明会等実施報告書を県に提出してください。

県は、説明会等実施報告書の内容を確認した後、届出者に通知します。なお、報告書の内容によっては、届出者に対し、再度対応等を行うよう指示する場合があります。

(5) 許可証等の交付について

許可証等の交付日は、廃棄物・リサイクル課から、電話等でお知らせします。

(6) 手数料について

届出（みなし許可）に係る手数料は0円です。

2 事前協議

条例施行後、新たに事業を開始する場合や、許可に係る事項を変更する場合には、事前協議が必要です。事前協議手続きについては、手引き（事前協議者・許可申請者用）を御覧ください。

3 許可申請

条例に係る許可申請には、以下の3種類があります。手続きについては、手引き（事前協議者・許可申請者用）を御覧ください。なお、許可を受けている事業内容を変更する場合には、内容によって変更許可申請書又は変更届出書の提出が必要となりますが、手続きを円滑に進めるため、事前に廃棄物・リサイクル課に御相談ください。

(1) 新規許可（事前協議：必要、手数料：56,000円）

以下に該当する場合には、新規許可の手続が必要です。

- ① 群馬県内において、新たに一定規模以上(再生資源物屋外保管事業場の敷地面積が100㎡超)の再生資源物屋外保管業を行おうとする場合
- ② 許可を受けている個人事業主が法人を設立して事業を行う場合
- ③ 許可を受けている法人が吸収合併等により消滅し、存続法人が引き続き業務を行う場合

(2) 更新許可（事前協議：不要、手数料：48,000円）

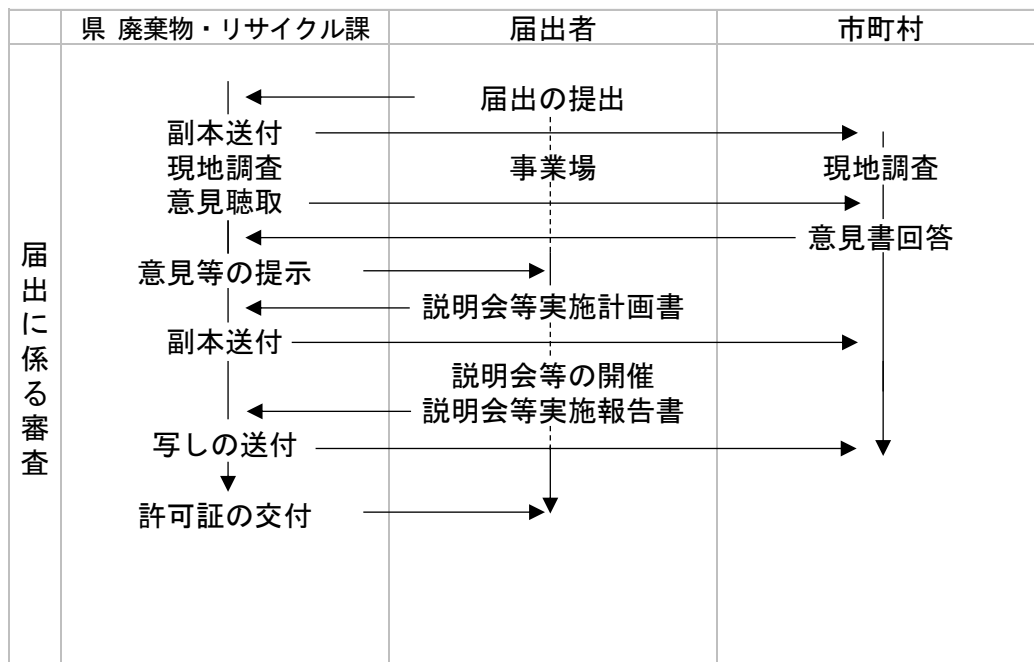
許可を取得した者は、**5年の期間ごとに許可の更新をしなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。**許可の有効年月日の3か月前から申請を受け付けますので、事前に御連絡のうえ、更新許可申請をしてください。

(3) 変更許可（事前協議：必要、手数料：46,000円）

許可を取得した者が、以下の事項を変更する場合は、変更許可申請をしてください。

- ① 再生資源物屋外保管事業場の所在地
- ② 再生資源物屋外保管事業場の敷地面積（当該面積を増大させる場合に限る。）
- ③ 再生資源物の保管場所の面積（当該面積を増大させる場合に限る。）
- ④ 保管物を積み上げる最大の高さ（当該高さを増大させる場合に限る。）
- ⑤ 標準作業書に記載する事項
（当該事項の変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大しない場合を除く。）
- ⑥ 保管物の区分の変更
- ⑦ 保管物を積み上げる作業の用に供する機械の種類、数量及び能力
（当該機械の数量を増加させ、又は能力を増大させる場合に限る。）
- ⑧ 破砕等の種類及び方法又は破砕等の作業の方法及び手順
（これらの破砕等をしないこととする場合を除く。）
- ⑨ 破砕等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力
（当該設備の数量を増加させ、又は能力を増大させる場合に限る。）

4 再生資源物屋外保管業許可事務のフロー



IV 届出（みなし許可）後

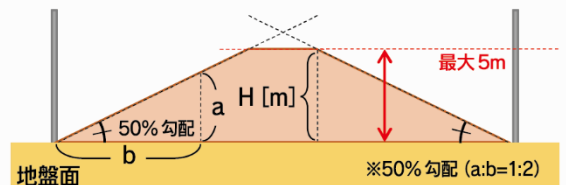
1 各種基準の遵守

（１）再生資源物の保管に係る基準（条例第８条第１号関係）

再生資源物屋外保管業の計画が次に掲げる基準に適合するものであること。

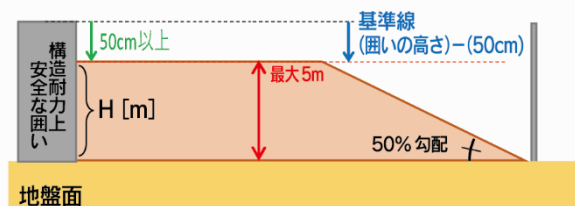
- ① 容器を用いずに保管する場合には、積み上げられた保管物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

（ア）「保管場所の囲いがない場合」又は「直接負荷部分」がない場合



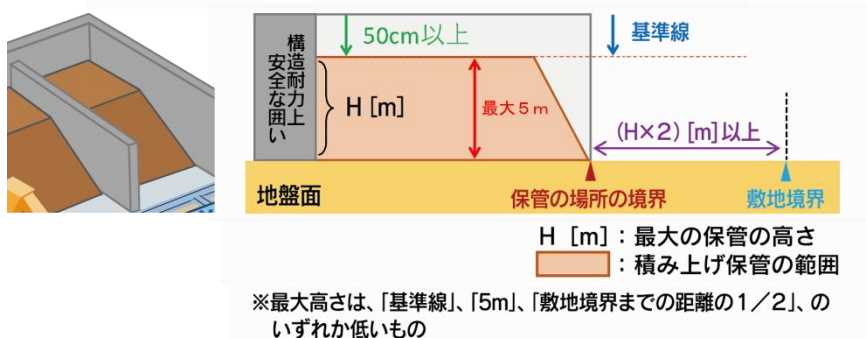
H [m] : 最大の保管の高さ
：積み上げ保管の範囲
※50%勾配 (a:b=1:2)
※最大高さは、「50%勾配の線の交点」と「5m」のいずれか低いもの

（イ）「直接負荷部分」がある場合（（ウ）を除く）



H [m] : 最大の保管の高さ
：積み上げ保管の範囲
※最大高さは、「基準線」、「50%勾配の線」、「5m」のいずれか低いもの

（ウ）保管場所の三方の囲いに「直接負荷部分」がある場合

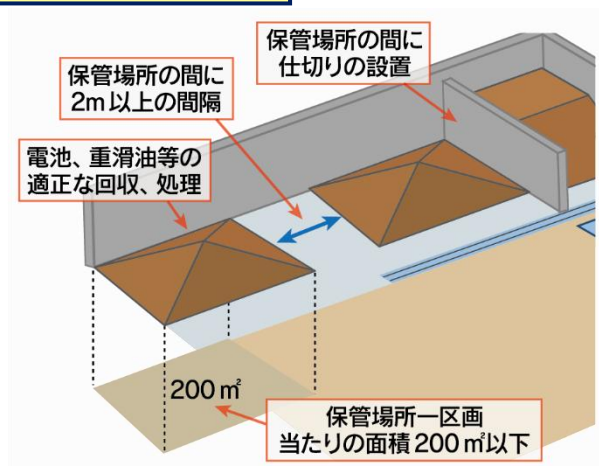


H [m] : 最大の保管の高さ
：積み上げ保管の範囲
※最大高さは、「基準線」、「5m」、「敷地境界までの距離の1/2」、のいずれか低いもの

- ② 雑品スクラップを保管する場合、再生資源物屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため規則で定める措置を講ずること。

②発生等防止措置（火災・延焼防止措置）

※雑品スクラップに限る



- ③ 屋外保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ④ 屋外保管等に伴う生活環境の保全に支障を生じさせる騒音又は振動の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
- ⑤ 再生資源物屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
- ⑥ 営業時間内は、外部から屋外保管等の状況が確認できること。

③発生等防止措置（油等流出・浸透・悪臭）

⇒（油や汚水の流出・地下浸透のおそれがある場合）

底面のコンクリート敷設や、油水分離装置・排水溝の設置

④発生等防止措置（騒音・振動による支障）

⇒ 重機等の稼働、保管物の積上げ・積下し、破碎等によって発生する騒音・振動で、生活環境の保全上の支障を生じないように措置

⑤発生等防止措置（害獣・害虫）

⇒ ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する措置

⑥保管等状況の視認性

⇒ 営業時間内は、外部から屋外保管等の状況が確認できること。



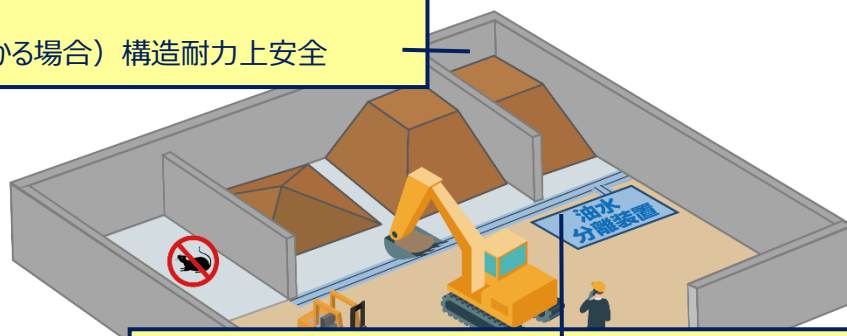
（２）再生資源物屋外保管事業場の構造に係る基準（条例第８条第２号関係）

再生資源物屋外保管事業場が、次のいずれにも該当するものであること。

- ① 再生資源物屋外保管事業場の周囲に囲いが設けられていること。
- ② 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
- ③ 屋外保管等に伴って生じた汚水又は油が飛散し、流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあっては、次のいずれの措置も講ずること。
 - ア 屋外保管等をする場所の底面が不浸透性の材料で覆われていること。
 - イ 油水分離装置及び当該装置に接続している排水溝が設けられていること。

① 囲いの設置

② （荷重が直接かかる場合）構造耐力上安全



③ （汚水等の流出、地下浸透のおそれがある場合）

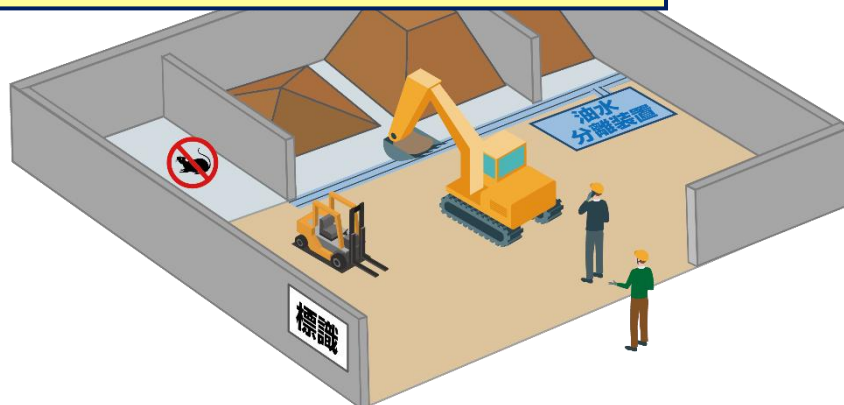
不浸透性の材料での舗装、油水分離装置・排水溝の設置

（３）再生資源物屋外保管事業場の維持管理等に係る基準（条例第１４条、同第１５条及び同１６条関係）

標識の掲示、帳簿の作成・保存、現場責任者設置

⇒ 規則で定める事項を記した標識、帳簿を作成すること

事業を適切に行うため、現場責任者を置くこと



(4) 欠格要件（条例第8条第3号関係）

次のいずれにも該当しないこと。

イ	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの
ロ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ハ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ニ	法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令のうち規則で定めるもの、この条例若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ホ	刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪又は暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ヘ	法第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは法第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第七条の四第一項第三号又は法第十四条の三の二第一項第三号（法第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者のうち当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
ト	法第七条の四若しくは法第十四条の三の二（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第七条の二第三項（法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。チにおいて同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。チにおいて同じ。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）のうち当該届出の日から五年を経過しないもの
チ	トに規定する期間内に法第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、トの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者のうち当該届出の日から五年を経過しないもの
リ	第十七条第二項の規定によりその事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
ヌ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ル	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号の暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（ヨにおいて「暴力団員等」という。）
ヲ	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからルまでのいずれかに該当するもの
ワ	法人でその役員又は規則で定める使用人のうちイからルまでのいずれかに該当する者のあるもの
カ	個人で規則で定める使用人のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの
ヨ	暴力団員等がその事業活動を支配する者

イ： 規則で定める業務を適切に行うことができない者は、精神の機能の障害により、再生資源物屋外保管業を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないものとする。

チ、ワ、カ： 規則で定める使用人は、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者であるものとする。

① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

② 前号に掲げるもののほか、再生資源物屋外保管業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(5) 構造維持管理基準

事業者が遵守すべき、再生資源物屋外保管事業場の構造等及び維持管理に関する基準は、条例及び規則に定めるもののほか、次のものがあります。

[構造維持管理基準のから主な箇所を抜粋]

(1) 構造等に関する基準（排水基準等の数値については、構造維持管理基準の本文を御確認ください。）（構造維持管理基準第4条関係）

- 一 囲いは、みだりに人が事業場内に立ち入るのを防止することができるようにするとともに、次に掲げる要件を備えたものであること。
 - イ 高さが2メートル以上あり、材質が波型の亜鉛メッキ鋼板又はこれと同等以上の耐久性を有するものであること。
 - ロ 出入口の門扉部分にあっては、高さが2メートル以上あり、かつ、施錠できるものであること。
 - ハ 事業場の内部を公開する目的で、囲いに透明とする部分が設けられている場合にあっては、透明とする部分の枠は、イに規定する材質であること。
- 二 再生資源物屋外保管事業場を管理するための次に掲げる設備が設けられていること。
 - イ 再生資源物の搬入及び搬出の状況を自ら監視することができ、かつ、帳簿の記載等を行うことができる事務所。
 - ロ 再生資源物の種類及び数量に応じた消火設備。
- 三 屋外保管等する場所の底面、油水分離装置及び排水溝は、次によること。
 - イ コンクリートやアスファルト等の不浸透性の材料で築造又は被覆されている床若しくは地盤面であること。
 - ロ 油水分離装置は、確実に油水を分離できる容量を有し、排水について、排水基準の「物質の種類又は項目」の欄に掲げる「生物化学的酸素要求量」、「化学的酸素要求量」、「ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）」及び「ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）」に適合させること。
 - ハ 排水溝の構造は、排水が流出し、地下浸透又は滞留することなく回収できる構造とすること。
- 四 容器を用いずに再生資源物の保管を行う場合にあっては、保管場所の囲いの内側に明瞭な線により保管の高さの上限を表示すること。保管場所の囲いがない場合には、上限の数値を記載した標識を掲示すること。
- 五 床面に幅30ミリメートル以上の視認性の高い実線により、保管場所を明確に区切ること。ただし、保管場所の囲いがある部分については、この限りでない。
- 六 容器を用いずに再生資源物の保管を行う場合にあっては、外部から保管場所への雨水の流入を防止するための措置が講じられていること。
- 七 騒音及び振動を、敷地境界において騒音基準及び振動基準に適合させるための設備を設置すること。
- 八 再生資源物屋外保管事業場から、悪臭が生ずるおそれがある場合にあっては、敷地境界において悪臭基準に適合させるための脱臭施設を設置すること。
- 九 再生資源物屋外保管事業場から、粉じんが生ずるおそれがある場合にあっては、集じん設備及び湿潤設備（以下「集じん設備等」という。）を設置すること。
- 十 再生資源物の破砕等の用に供する設備は、非常時に安全に停止できる構造であること。
- 十一 再生資源物の破砕等を行う場所は、次に掲げる設備が設けられていること。
 - イ 破砕等を行う再生資源物の区分及び数量並びに処分方法に応じた設備
 - ロ 破砕等を行う再生資源物の保管設備
 - ハ 破砕等を行う再生資源物の設備であって、粉じんの飛散のおそれのあるものにあつては、集じん設備等

ニ 再生資源物の破砕等に伴い生ずる汚水又は油が生ずるおそれがある場合にあっては、次に掲げる設備

(イ) 排水が流出し、地下に浸透し、又は滞留することなく回収できる設備（以下「排水溝」という。）

(ロ) 排水を次に掲げる基準又は値に適合させるための処理設備（以下「排水処理設備」という。）

a 排水を公共用水域に放流する場合は、排水基準

b 排水を地下に浸透させる場合は、排水基準の「物質の種類又は項目」の欄に掲げる「カドミウム及びその化合物」から「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」までの物質について検出されないこと、及びそれ以外の物質については許容限度）

c 排水を下水道に排除する場合は、下水道法又は排除する下水道の管理者が定めた物質について、下水道法又は排除する下水道の管理者が定めた値

（２）維持管理に関する基準（構造維持管理基準第５条関係）

一 標識の内容に変更があった場合は、速やかに変更するとともに、常に見やすい状態にしておくこと。

二 門扉にあっては、一日の営業終了後閉鎖し、施錠すること。

三 油水分離装置、消火設備等及び排水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

四 フロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（令和四年法律第六十八号）第２条第１項に規定するものをいう。）が含まれている再生資源物の屋外保管等を行う場合における維持管理に関する基準は、当該フロン類を大気中に発散させないこと。

（３）その他の基準（構造維持管理基準第６条関係、構造維持管理基準第７条関係）

営業時間（午後９時から翌日午前６時まで）、営業日（原則として日曜日その他の休日には行わない）、記録事項に係る基準があります。詳細につきましては、構造維持管理基準の本文を御覧ください。

2 各種届出

(1) 変更届出書

次の表に示す事項について変更したときは、変更した日から30日以内に変更届出書を提出してください。

表 変更事項と届出への添付資料の関係

変更事項 添付書類	住民票の写し(本籍の記載があり、マイナンバーの記載が無いもの。外国人にあっては国籍等の記載があるもの)※⑧	登記されていないことの証明書	登記事項証明書	定款又は寄付行為の写し	誓約書※⑧	付近の見取り図	事業場の平面図等※⑨	標準作業書
住所(個人の場合)※①	○	○				○		
所在地(法人の場合)※①			○			○		
事業場の面積※②							○	
氏名(個人の場合)	○	○						
名称(法人の場合)			○	○				
法定代理人※③	○	○	○		○			
役員(代表者、顧問等を含む)	○	○	○		○			
政令で定める使用人	○	○	○		○			
株主又は出資者(個人の場合)※④	○	○			○			
株主又は出資者(法人の場合)※④			○		○			
保管の場所の面積、保管物を積み上げる高さ※⑤							○	
破碎等の用に供する数量又は能力の変更※⑥							○	
標準作業書の変更※⑦								○
現場責任者の変更								○

※①事業場の住所、所在地の変更にあっては、変更許可を受ける必要があります。

※②事業場の面積が増大する場合は、変更許可を受ける必要があります。

※③登記事項証明書は、法定代理人が法人の場合のみ必要です。

※④当該株主確認のため、確定申告書に添付した「同族会社等の判定に関する明細書(別表二)」等を添付してください。

※⑤保管の場所の面積、保管物を積み上げる最大の高さが増大する場合は、変更許可を受ける必要があります。

※⑥許可を受けた数量又は処理能力を増大する場合は、変更許可を受ける必要があります。

※⑦当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大する場合は、変更許可を受ける必要があります。

※⑧住民票の写し、誓約書は、該当者が追加になる場合のみ必要です。

※⑨再生資源物屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書等を添付してください。

(2) 事業の廃止

再生資源物屋外保管業を廃止したときは、廃止した日から30日以内に、再生資源物屋外保管業廃業等届出書を提出してください。

(3) 提出場所・提出部数

- ① 群馬県庁 廃棄物・リサイクル課 リサイクル係へ提出してください。
- ② 対面、郵送にて受け付けます。
- ③ 来庁する際には、電話で予約してください。担当者が対応できない場合、予約がないと長時間お待たせするときがあります。
- ④ 提出部数は2部です（届出者の控え1部を含みます）。届出者控えは受付後、届出者にお返しします（控えはコピーでも可）。
- ⑤ 書類等に不備があった場合は、県の指導に基づき補正してください。不備の内容によっては、受け付けられないこともありますので、あらかじめ御了承ください。
- ⑥ （対面の場合）行政機関の休日（土曜日、日曜日及び祝祭日等）は、提出できません。
- ⑦ （対面の場合）対応可能時間は、9：00～12：00、13：00～16：00です。
- ⑧ 行政書士でない者が、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て業として官公署に提出する書類を作成することは法律で禁じられています。（法律で特別の定めがある場合を除く）
※届出の様式は、県ホームページからダウンロードできます。

3 標識・取引台帳

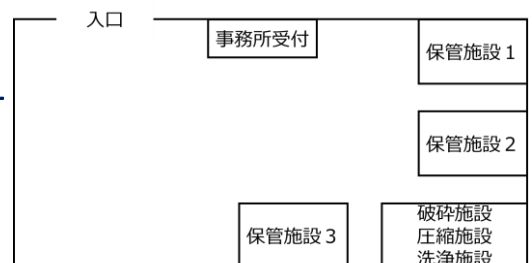
(1) 標識の掲示について

再生資源物屋外保管業者は、規則で定めるところにより、再生資源物屋外保管事業場ごとに、次の項目を記載した標識（60cm以上×60cm以上）を公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません（規則第14条関係）。

- ① 再生資源物屋外保管業の許可の年月日及び許可番号
- ② 再生資源物屋外保管許可業者の氏名又は名称及び連絡先の電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ③ 再生資源物屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
- ④ 再生資源物屋外保管事業場の平面図
- ⑤ 保管物の区分（金属、プラスチック類及び雑品スクラップ）
- ⑥ 保管物を積み上げる高さのうち最高のもの
- ⑦ 破碎等をする場合にあっては、当該破碎等の種類
- ⑧ 現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号

再生資源物屋外保管業に関する標識			
許可の年月日	令和8年〇月〇日	許可番号	〇XXXXX 又は 1XXXXX
事業者の氏名又は名称 (法人にあっては代表者の氏名)	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		
事業者の連絡先の電話番号	XXX-XXXX-XXXX (携帯電話 XXX-XXXX-XXXX)		
再生資源物屋外保管事業場の 所在地及び敷地面積	再生資源物屋外保管事業場の平面図		
所在地 〇〇市〇〇〇番地 敷地面積 〇〇㎡	※事業場全体が分かる平面図（事務所、 保管施設、破碎等施設を記載したもの） を掲載してください。 ※「別図のとおり」とし、標識の隣に別 図を掲載することも可能です。		
保管する再生資源物の区分	金属、プラスチック類、雑品スクラップ		
保管物を積み上げる高さのうち 最高のもの	3m		
破碎等をする場合にあっては、 当該破碎等の種類	破碎、圧縮、洗浄 (破碎等の対象は金属スクラップのみ)		
条例第16条の現場責任者の 氏名及び連絡先の電話番号	〇〇 〇〇 XXX-XXXX-XXXX		

(別図)



(2) 取引台帳の作成及び保存について

再生資源物屋外保管許可業者は、再生資源物を受け取り、又は引き渡したときは、屋外保管事業場ごとに、取引台帳を作成しなければなりません。取引台帳には、次の事項を記載してくださ

い。

- ① 再生資源物屋外保管業の許可の年月日及び許可番号
- ② 再生資源物屋外保管業者の氏名又は名称
- ③ 再生資源物の取引の年月日
- ④ 再生資源物の取引の相手方の氏名又は名称
- ⑤ 取引をした再生資源物の種類
- ⑥ 取引をした再生資源物（当該再生資源物と一体的に取引した物品を含む。）の数量
- ⑦ その他知事が定める事項

取引台帳は一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存してください（条例第15条関係、規則第16条関係）。

※ 事業開始が令和8年4月1日であれば、令和9年3月31日に取引台帳を閉鎖してください。閉鎖後5年間は、取引台帳を保存する必要があります。

（受入台帳）

許可年月日：令和8年〇月〇日

許可番号：令和8年〇月〇日届出（みなし許可）

特定再生資源屋外保管業者の氏名又は名称：株式会社〇〇〇〇

受入年月日	取引の相手方の氏名又は名称	受入した再生資源物の区分（種類）	受入した再生資源物の数量 / kg	備考
令和8年〇月〇日	(株)〇〇	金属スクラップ（銅線）	50	
令和8年〇月〇日	〇〇（有）	雑品スクラップ（業務用機械）	200	
令和8年〇月〇日	(株)▲▲	プラスチック類（樹脂端材）	80	
令和8年〇月合計			330	

（搬出台帳）

許可年月日：令和8年〇月〇日

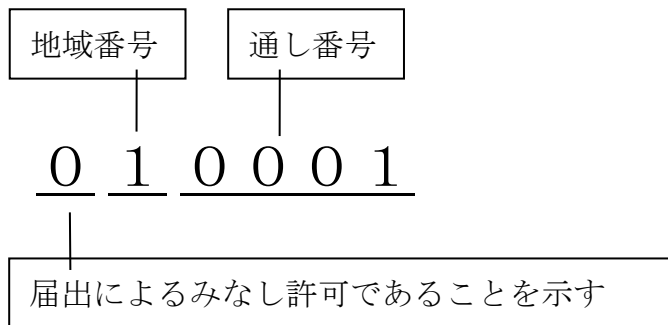
許可番号：令和8年〇月〇日届出（みなし許可）

特定再生資源屋外保管業者の氏名又は名称：株式会社〇〇〇〇

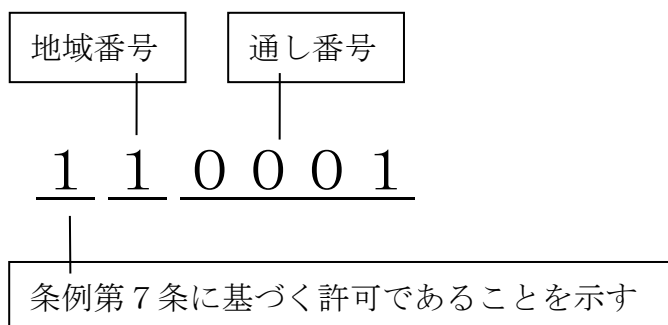
搬出年月日	取引の相手方の氏名又は名称	搬出した再生資源物の区分（種類）	搬出した再生資源物の数量 / kg	備考
令和8年〇月〇日	(株)〇〇	金属スクラップ（銅線）	50	
令和8年〇月〇日	〇〇（有）	金属スクラップ（プレス品）	400	
令和8年〇月〇日	(株)▲▲	プラスチック類（破碎物）	200	
令和8年〇月合計			650	

(3) 許可番号について

① 届出によるみなし許可業者の場合



② 新規許可業者の場合（参考）



③ 地域番号

地域番号	本社所在地
1	中部環境事務所管内 (前橋市、伊勢崎市、渋川市、玉村町、榛東村、吉岡町)
2	西部環境森林事務所管内 (高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、神流町、上野村、 下仁田町、南牧村、甘楽町)
3	吾妻環境森林事務所管内 (中之条町、東吾妻町、長野原町、嬬恋村、草津町、 高山村)
4	利根沼田環境森林事務所管内 (沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村)
5	東部環境事務所 (桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、 千代田町、大泉町、邑楽町)
6	群馬県外